

SNS等の偽・誤情報、誹謗中傷等への対策強化を求める件

近年、選挙活動において、SNSをはじめとするインターネット上の情報発信は、候補者と有権者を結び、民主主義を支える基盤として重要性を増している。一方で、家族等への脅迫や、虚偽や誤解を招く情報、誹謗中傷等の拡散により、選挙の公正性を損なうおそれのある事案が全国的に相次いでいる。さらに、SNSを通じた外国勢力による選挙介入が国際的に顕在化しており、国内においても情報操作や世論かく乱のリスクが高まっている。

とりわけ、本年実施された宮城県知事選挙等においても、候補者の政策や発言内容を意図的に改変した情報や、関係者への誹謗中傷がSNS上で多数確認されており、これらは「自由かつ公正な選挙」の根幹を揺るがす重大な問題である。

しかし、現行の公職選挙法は、SNSをはじめとした匿名性の高いインターネット空間を前提としておらず、発信者情報の開示に時間を要するなど、悪質な誹謗中傷や選挙妨害を迅速に抑止するための仕組みが不十分である。

よって、国会及び政府におかれては、表現の自由に十分配慮し、また、判断の公平性や中立性、透明性を十分に確保した上で、下記の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

記

- 1 選挙期間中のみならず、SNS等における偽・誤情報や誹謗中傷等の対策において検証可能な情報環境を構築し、迅速な削除要請、悪質な選挙妨害行為への厳正な処罰、迅速な被害者救済等、選挙の公正性を確保するための実効的な仕組みを整備すること。
- 2 偽・誤情報や誹謗中傷等の発信者を特定するため、発信者情報開示制度の手続きを簡素化し、開示までの期間を短縮すること。
- 3 SNSプラットフォーム事業者に対し、なりすましアカウントの防止を図ること。
- 4 地方公共団体が誹謗中傷対策として行う相談支援、有権者の情報リテラシー向上を目的とした教育・啓発活動、被害者支援等の取組みを強化するため、必要な財政支援と情報連携体制の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官 様

仙台市議会議長 野 田 譲